未規制化学物質調査

■未規制化学物質とは？

私たちの身の回りには、数万種以上の化学物質が存在します。
これらの化学物質は私たちに様々な恩恵を与えてくれますが、一方で、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす原因ともなっています。
このため、水質汚濁防止法などの様々な規制や汚染防止措置が行われていますが、規制対象となるのは一部の化学物質であり、それら以外にも監視すべき化学物質は多く存在しています。

（環境省パンフレットより抜粋）

■調査地点

静岡県では、将来の規制に備える情報の収集と環境汚染の未然防止を目的として、県内主要河川 31 地点及び港湾 2 地点において、対象とする未規制化学物質の環境中への残留状況を継続して調査しています。

港湾は過去５年間に調査対象物質が目安値を超過した、安良里港と戸田港を対象に隔年でのモニタリングを行っています。

河川は、原則下流の環境基準地点で採水を行っています。（例：安倍川→安倍川橋、天竜川→掛塚橋）

図：調査地点（河川 31 地点・港湾 2 地点）

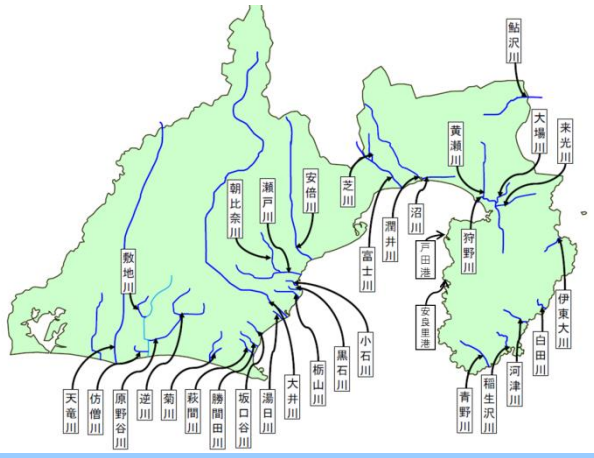

■調査対象物質

平成 28 年度からは、港湾調査では巻貝のメスのオス化との関連性が認められた有機スズ化合物を、河川調査では魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが認められたビスフェノールＡや4-t-オクチルフェノールなどを対象物質としています。

右図：GC/MS 解析

下図：港湾採水風景

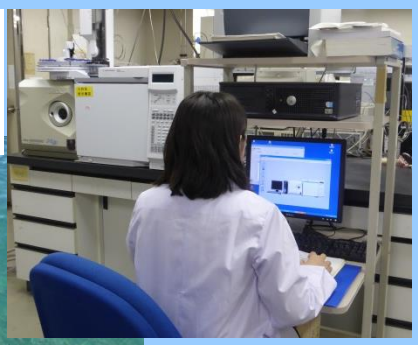

■TOPICS

平成 19 年度から 22 年度において、調査対象物質としていた 1,4-ジオキサンは平成 21 年 11 月に、アルキルベンゼンスルホン酸は平成 25 年３月に、平成 27 年度まで調査対象物質であったノニルフェノールについても平成 24 年８月に環境基準項目に設定されました。

このように、本調査結果は新しい環境基準項目の参考資料や、県内の環境汚染評価の重要な資料となっています。

環　境　科　学　部